

「社会保険」ってなんだろっ?!

誰でも話題にしたことのある、あの経済用語や経済制度。でも、詳しく聞かれて、慌てたことはありませんか？
このコーナーは、そんな経済のしくみを、初心にかえってゼロから勉強していきます。
今回は「社会保険」について知ってみましょう。

なぜ社会保険が必要なの？

この春、初めてお給料をもらう新社会人の方も多いことでしょう。給与明細の「社会保険」という項目を見て、「はて？保険に加入した覚えはないけれど……」と首をひねっている方もいるかもしれません。

それもそのはず、この「社会保険」とは国や地方公共団体などが管轄している制度で、基本的には国民はすべて^{※1}加入することになっています。民間企業が運営し、希望者だけが加入すればよい「民間保険」とは明らかに異なるのです。

では、なぜ私たちは社会保険に加入しなければならぬのでしょうか？

それは、社会保険が、日本国憲法^{※2}で定められた社会保障制度の根幹をなすものだからです。社会保険は、疾病・障害・高齢・失業・労働災害・介護などへの対策としてあらかじめ掛金（保険料）を集め、いざ危機に瀕した時には保険金を給付することで、私たちの生計が困窮しないように備えておく仕組みなのです。

※1 年金保険や介護保険のように、一定の年齢に達してから加入する保険や、労災保険や雇用保険のように、雇用されている人が加入する保険もあります。
※2 日本国憲法では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定められています。そこでは、個人の責任や自助努力のみでは対応できないリスク（不安）に対するセーフティネット（最低限度の生活を保障する制度の役割として、社会保険のほか、社会福祉・公的扶助・公衆衛生などの社会保障制度を設けています。

社会保険とはどのようなもの？

では、社会保険には、具体的にいうとどのような制度があるのでしょうか？

まず、日常お世話になる機会が多いのは「医療保険」です。自分や家族の病気・ケガの発生に備えて保険料が徴収され、不幸にも病気・ケガに見舞われ診察・処置の費用が生じる時には、保険金が給付されるものです。「国民皆（かい）保険」といって、基本的にはすべての国民が加入することになっています。

「医療保険」は、保険に加入する人（「被保険者」といいます）の就労状況に基づく「被用者保険（健康保険、船員保険、共済組合など）」と居住地（市町村）に基づく「国民健康保険」の2種

類に分かれます。「被用者保険」とは、会社員や船員、公務員の方などが、それぞれの勤務先の事業所を通じて加入するものです。この保険には勤めている本人だけでなく、健康保険法で定められた扶養家族も加入できます。一方「国民健康保険」は、自営業者や農業従事者など被用者保険に加入していない人を対象とする保険です。国民健康保険組合が運営しており、市町村役場などに窓口が設けられています。

次に耳になじみがあるのは、「年金保険」でしょう。これはいわゆる公的年金のことで、お年寄りや不慮の事故・疾病に見舞われた人々の暮らしを金銭的に支え、保障しています。原則として日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、職業の有無を問わず、「国民年金」基礎年金^{※3}に加入し、保険料を納めなければなりません。このほか、会社員や公務員の方は、「国民年金」に上積みされる年金制度である「厚生年金」や「共済年金」にも加入していることが多いです。会社員・公務員のいずれでもない人、例えば自営業者や学生、無職の人のためには、任意で加入できる「国民年

基金」という制度も用意されています。

それから、会社員の方は、場合によっては、「労災保険(労働者災害補償保険)」や「雇用保険」のお世話になるかもしれません。「労災保険」は、労働者が業務上または通勤上負傷・疾病・傷害・死亡した場合に給付され、「雇用保険」は失業時などに失業保険金等が給付されます。

最後に、「介護保険」は、高齢者が、各々有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要な介護サービスを受給できることを目的に、平成12年に導入されました。私たちは、40歳になるとこの保険に加入することになり、保険料の支払いが始まります。そして、65歳以上の人は、「要介護認定」の度合いに見合う介護サービスを利用することになった場合、その負担額は、利用料の1割で済みます。介護サービスのメニューには、訪問介護や訪問入浴サービス、デイサービス(リハビリ、通所介護など)、短期入所生活介護などがあります。

※3 「任意加入被保険者」「学生の保険料免除」という例外もあります。なお、国民年金では、第1号被保険者(自営業者・農林漁業従事者とその配偶者・学生など)、第2号被保険者(民間サラリーマンや公務員など)、第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者)の3種類に分かれます。

立場で異なる、保険料の納め方

それぞれの保険料は、被保険者の年齢や労働形態などによって、納め方が異なります。

会社員の場合は、被用者保険・介護保険・厚生年金(国民年金を含む)・雇用保険の保険料^{※4}が給

与天引きで徴収されるケースが一般的です。被用者保険・厚生年金・雇用保険の保険料を支払う原資は、被保険者と事業主とで負担しますが、労災保険の保険料は全額事業主が負担します。

一方、自営業者の場合は、国民健康保険・介護保険・国民年金の加入手続きを自分で行い、保険料も自分で納付しなければなりません。年金生活者の高齢者(65歳以上)の場合、国民健康保険料や介護保険料は、年金からの天引きというかたちで支払っています。

※4 例えは会社員や公務員の方が妻を扶養している場合には、妻は夫が加入している厚生年金や共済年金に届け出ると国民年金の第3号被保険者になります。第3号被保険者の年金保険料は厚生年金や共済年金が負担しています。また、医療保険については同様に、扶養家族の保険料はかかりません。介護保険については、40歳から64歳までの被扶養者(親、妻、子など)扶養されている者は保険料を個別に納める必要はありません。

受給するには請求手続きを

いざという時に保険金を受けとるには、通常、受給手続きが必要です。医療保険の場合、大抵は、医療機関の窓口で自己負担分の医療費を支払うだけで済みます。しかし、同じ医療保険でも、高額医療費などを受給する場合は、給付手続きが必要となる場合があります。介護保険や労災保険、雇用保険なども同じように受給に必要な手続きをしなければなりません。公的年金においても、もちろん例外ではありません。受給開始の年齢に達したり、不慮の事故や疾病によって受給資格が発生したりした場合には、請求窓口で手続きしなければ年金

を受け取れないので、注意しましょう。

保険金が給付されるケースには、さまざまな場合があります。見落としがちな例を左表にまとめましたので、参照してください^{※5}。

保険金が受給できるケースの一例

対象の保険	項目	備考	問い合わせ窓口
医療保険	出産育児一時金	被保険者が出産した場合、あるいは妊娠4ヶ月以降の死産・人工中絶の場合に支給される。	健康保険の窓口 (被用者保険の場合は、勤め先の事業所を通じて問い合わせ・申請／国民健康保険の場合は、市町村役場の国保年金課窓口へ)
	高額療養費	重い病気やケガなどで医療費の自己負担限度額を超えた部分が払い戻される。	
	埋葬料・家族埋葬料	加入者が死亡したとき、埋葬を行った家族などに埋葬料が支払われる。	
年金保険	障害基礎年金	けがや病気などで、障害等級の1級または2級の障害状態にある障害者となった場合に、要件を満たせば支給される。	日本年金機構あるいは、近隣の年金事務所へ
	遺族基礎年金	年金加入者が死亡し、死亡した加入者によって、生計を維持されていた遺族がいる場合に要件を満たせば支給される。	
	死亡一時金	遺族基礎年金を受けられない場合に、要件を満たせば遺族に支給される。	

※5 詳細な受給条件についてはそれぞれの窓口にお問い合わせください。

社会保険の変更手続きもお忘れなく!

春は、就職や転職、転勤や引越などで、生活環境が変わる機会が多く、各方面の変更手続きが何かと増える季節です。こうしたときには、社会保険についても、忘れずに変更の手続きをしておきたいものです。生活環境が変わった後、すみやかに住所変更や勤務先の変更などの手続きをしておかないと、いざという時に保障が受けられない、ということにもなりかねません。ぜひ、必要な手続きのリストを作つて、確実に変更手続きを行うようにしておきましょう。